

平成30年7月10日
岐阜県
中日本高速道路株式会社
名古屋支社

**国道156号の通行止めの一部区間を7月10日（火）17時00分に解除
東海北陸自動車道（白鳥IC～荘川IC）の代替路（無料）措置は、同時に終了します**

平成30年7月8日から土砂崩落のため通行止めとなっている国道156号（郡上市白鳥町歩岐島地内、高山市荘川町牧戸地内から高山市荘川町野々俣地内）については、平成30年7月10日（火）17時00分に通行止めを解除することになりましたのでお知らせいたします。

東海北陸自動車道（白鳥IC～荘川IC）の代替路（無料）措置についても、通行止め解除と同時に終了します。

なお、東海北陸自動車道（飛騨清見IC～白川郷IC）の代替路（無料）措置については、継続しております。

1 国道156号の通行止め解除について【別紙1】

区間：国道156号 郡上市白鳥町歩岐島地内、高山市荘川町牧戸地内から高山市荘川町野々俣地内

通行止め解除日時：平成30年7月10日（火）17時00分

2 通行止めとなっている国道156号の代替路として実施中のE41 東海北陸自動車道（白鳥IC～荘川IC）の代替路（無料）措置は、国道156号の通行止め解除にあわせ、平成30年7月10日（火）17時00分をもって終了します。【別紙2】

※上記時間を過ぎて入口を通過した場合は、通常どおり通行料金をいただきます。

※上記時間までに入口を通過した場合は、出口が17時00分以降であっても代替路（無料）措置を適用いたします。

※東海北陸自動車道（飛騨清見IC～白川郷IC）の代替路（無料）措置については、継続しております。

【通行料金や東海北陸自動車道に関する問い合わせ先】

【お客さま窓口】

NEXCO中日本お客さまセンター(24時間対応)

TEL 0120-922-229(フリーダイヤル)

※フリーダイヤルをご利用できない場合 TEL052-223-0333(通話料有料)

【国道の状況などについての問い合わせ先】

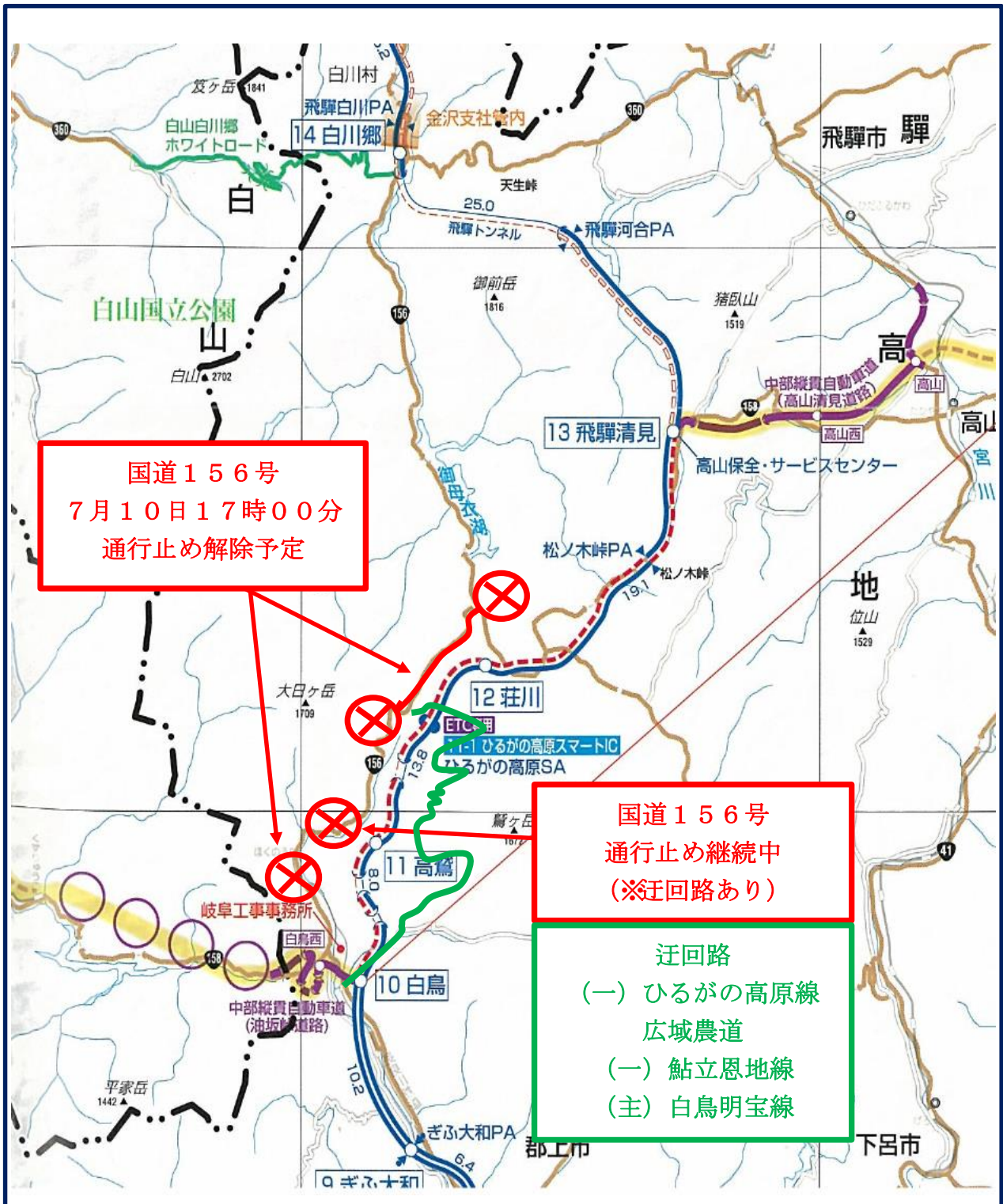
岐阜県 郡上土木事務所 施設管理課 (郡上市白鳥町、高鷲町 区間)

電話 0575-67-1111

岐阜県 高山土木事務所 道路課 (高山市荘川町区間)

電話 0577-33-1111

通行止め解除区間



代替路（無料）措置

本無料措置に関連する通行止区間のみを記載しております。

